

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	豊島	優子
副理事長	人見	智子
理事	生野	裕子
同	小室	茂美
同	岡崎	隆子
同	横野	千晶
同	堀	智子
同	保坂	利佳子
同	坂井	則子
同	菊池	麻美
同	中島	小百合
同	赤沼	成美
同	小野塚	美穂
同	横田	総一
同	梅宮	千恵子
監事	鹿目	明子
同	竹内	美由紀

3. この法人の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 8 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 8 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	500円	会費(月額)	1,000円
②参加会員	入会金	500円	会費(月額)	1,000円
③賛助会員	1口	5000円		

7. この定款は総会の議決のあった平成 13 年 3 月 1 日から施行する。
8. この定款は所轄庁の認証のあった平成 24 年 2 月 7 日から施行する。
9. この定款は総会の議決のとおり、平成 25 年 1 月 21 日から施行する。
10. この定款は所轄庁の認証のあった平成 25 年 2 月 3 日から施行する。
11. この定款は総会の議決のとおり、平成 29 年 10 月 16 日から施行する。

これは、定款および附則の写しに相違ありません

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場 理事 齋藤裕子